特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１０００１号
仙台市青葉区一番町２丁目10番26号
清算株式会社　ディウォール工業株式会社
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

更生手続における包括的禁止命令

平成２４年（ミ）第１２・１３号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　株式会社太平洋クラブ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権となるものに基づく担保権の実行をしてはならない。
平成24年10月４日
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１５号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　株式会社太平洋アリエス
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権となるものに基づく担保権の実行をしてはならない。
平成24年10月４日
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１６号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　太平洋ヒルクレスト株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権となるものに基づく担保権の実行をしてはならない。
平成24年10月４日
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１７号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　太平洋ティ・ケー・エス株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権となるものに基づく担保権の実行をしてはならない。
平成24年10月４日
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１８号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　太平洋トリアス株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生担保権となるものに基づく担保権の実行をしてはならない。
平成24年10月４日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における保全管理命令

平成２４年（ミ）第１２・１３号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　株式会社太平洋クラブ
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区日本橋３丁目３番４号永沢ビル５階　弁護士　永沢　　徹
平成24年10月３日
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１４号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　株式会社太平洋ゴルフサービス
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区日本橋３丁目３番４号永沢ビル５階　弁護士　永沢　　徹
平成24年10月３日
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１５号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　株式会社太平洋アリエス
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区日本橋３丁目３番４号永沢ビル５階　弁護士　永沢　　徹
平成24年10月３日
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１６号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　太平洋ヒルクレスト株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区日本橋３丁目３番４号永沢ビル５階　弁護士　永沢　　徹
平成24年10月３日
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１７号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　太平洋ティ・ケー・エス株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区日本橋３丁目３番４号永沢ビル５階　弁護士　永沢　　徹
平成24年10月３日
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第１８号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
開始前会社　太平洋トリアス株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区日本橋３丁目３番４号永沢ビル５階　弁護士　永沢　　徹
平成24年10月３日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第１号
山形県酒田市宮海字明治99番地の５、商業登記記録上の所在地山形県酒田市宮海字明治80番地の２
再生債務者　升川製材株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　山形県酒田市下安町15番７号　柿崎ビル２階　弁護士　伊原　　茂
平成24年10月１日　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（再）第１号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科958番地
再生債務者　石田フード株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　静岡県沼津市御幸町17―10　あさひ総合法律事務所　弁護士　近藤　浩志
平成24年９月28日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第９２号
東京都千代田区神田須田町１丁目４番地15　レスプリ　ヴァルール402号
再生債務者　平野伸二郎
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年11月12日から平成24年11月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２号
愛媛県東温市南方2190番地３
再生債務者　株式会社日進
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年12月14日から平成24年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第７５号
東京都荒川区東日暮里６丁目８番14号、商業登記簿上の本店所在地千葉県柏市柏970番地４
再生債務者　株式会社ＫＧ舎
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年11月13日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年11月５日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年10月30日
平成24年10月２日
東京地方裁判所民事第20部